

議案第 22 号

三田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

三田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市職員定数条例の一部を改正する条例

三田市職員定数条例（昭和41年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の4号を加える。

- (3) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業している職員
- (5) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条第1項に規定する消防学校において消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防告示第1号）第3条第2項に規定する初任教育訓練中の職員
- (6) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第4号に規定する救急救命士養成所において研修中の職員

第2条に次の1項を加える。

- 3 前項に掲げる職員がその職務に復帰した場合（その復帰した日が4月1日である場合を除く。）、当該職員は、その復帰した日の属する年度の末日までの間は、第1項に定める職員の外に置くことができる。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。